

# 介護保険制度が改正

4月から介護保険制度が改正されました。予防重視へ変わった制度の概要と、見直しされた18年度からの介護保険料についてお知らせします。

## 制度改正の背景

平成12年の介護保険制度開始以来要介護認定者は増加し、特に軽度（要支援・要介護1）認定者が大幅に増えています。そこで介護保険の基本理念である自立支援をより推進するためには介護保険制度が見直されました。

## 制度の主な改正点

### ○介護の予防重視へ

**【新予防給付】**要支援の人には、要介護にならないよう予防給付を受けられます。

**【地域支援事業の創設】**要支援・要介護になる恐れの



ある高齢者を対象とした介護予防事業を行います。  
○施設給付の見直し（平成17年10月から実施）

介護施設利用者の居住費、食費が自己負担に。ただし、所得の低い方は、負担が軽減されます。

○新たなサービス体系の確立

地域密着型サービスの創設、地域包括支援センターの設置。

### ○負担のあり方の見直し

#### 第1号保険料の見直し

#### 保険料の納め方

**65歳以上の人**（納め方は年金額によって2種類あります）

○年金が年額18万円以上の人

特別徴収 年6回の年

金の定期支払の際に介護保険料があらかじめ差し引かれます。

☆新たに遺族年金と障害年金が特別徴収の対象になりました。

大山町の介護保険料  
平成18年から平成20年までの保険料が決まりました。（次ページの表）

介護保険料は3年間の  
決められており、平成18

年度が見直しの時期になります。そのため、平成18年度から平成20年度までの介護給付費と、平

成18年度から新しく始まる地域支援事業の費用などを見込んで、65歳以上の人の介護保険料を決定しました。